

行動を起こす時： SEC が気候関連の最終開示規則を発表

2024
3月7日

2024年3月6日、米国証券取引委員会(SEC)は、長らく待ち望まれていた—そして多くの人々にとって物議を醸した—新規規則「投資家のための気候関連情報開示の強化と標準化」を承認した。米国で多くの議論が交わされたこの規制の最終版は、SEC上場企業に対し、温室効果ガス(GHG)排出量と気候変動目標、気候変動関連リスクとそのリスク管理への取り組みに関する報告を義務付ける。この規則は、段階的適用期間を特徴としており、(既存の提出企業資格基準および規則に基づき)登録企業の提出企業資格によって遵守日が決定される。最も早い提出企業は、2025年暦年または2025年に始まる会計年度の開示を行う必要がある。

SECの気候変動開示義務は、提案された当初から物議を醸してきた。委員会は、SEC史上最多となる2万4,000件のパブリックコメントを含む広範な意見募集を経て、当初の提案を修正した。今回のフラッシュ・レポートでは、昨日発表された新規制について解説し、企業が遵守のために準備すべきことを説明する。

なぜSECはこの規制を下したのか？

SECは数年前からこの問題を検討してきた。2021年3月2日、上院銀行委員会での承認公聴会で、ゲーリー・ゲンスラー現SEC委員長(当時指名候補)は、気候変動関連の追加情報開示への支持を表明し、“数十兆ドルの投資資産が気候変動リスクに関するより多くの情報を求めている”と述べた。(実際、この新規制がなくても、相当数の上場・非上場企業が、市場や利害関係者の関心に応じて関連開示を行っている)。また、気候変動やリスクに関する情報開示が追加されることで、発行体は恩恵を受けるだろうと主張した。SECの気候変動情報開示規則は、すでに欧州と米国カリフォルニア州で気候変動情報開示規制が採用された後に制定された。

最終規則の内容

潜在的な気候変動関連の財務諸表リスク

以下の情報は、財務諸表の注記として開示が求められる：

- 登録企業の事業戦略、経営成績または財務状況に重要な影響を及ぼした、または及ぼす可能性のある気候関連リスク(特定された気候関連リスクが登録企業のビジネスモデルおよび見通しに及ぼす実際および潜在的な重要影響を含む)。
- 登録企業の事業、経営結果、または財務状況に重大な影響を与えたか、または与える可能性がある、気候変動に関連する目標または目標に関する情報(もしあれば)。
- 登録会社が財務諸表を作成するために使用する見積りや仮定が、悪天候やその他の自然条件、または開示されている気候関連の目標や移行計画に関連するリスクや不確実性によって重要な影響を受ける場合は、そのような見積りや仮定に与える影響の定性的説明。

気候変動開示プロセスの活動とガバナンスについて：

以下の情報は、新規レギュレーションS-K第1503号が要求するリスク管理の開示に従って開示が求められる：

- 登録企業が、重要な気候変動関連リスクを特定、評価、管理するために実施しているプロセス、また、登録企業がそれらのリスクを管理している場合には、そのようなプロセスが、登録企業の全体的なリスク管理システムまたはプロセスに統合されているかどうか。
- 登録企業がその戦略の一環として、重要な気候関連リスクを緩和または適応するための活動を行った場合、発生した重要な支出、およびそのような緩和または適応活動から直接生じる財務上の見積もりや仮定に対する重要な影響の定量的・定性的説明。
- 取締役会による気候変動関連リスクの監督、および登録

会社の重要な気候変動関連リスクの評価と管理における経営者の役割。

定量化可能な財務諸表への影響について：

以下の情報は、財務諸表の注記として開示が求められる：

- ハリケーン、竜巻、洪水、干ばつ、山火事、極端な気温、海面上昇など、悪天候やその他の自然条件に起因する資産計上費用、支出、費用、および発生した損失は、適用される1%最小開示基準に従って、財務諸表の注記で開示されるべきである。
- 開示された気候関連の目標やゴールを達成するための登録企業の計画の重要な要素として使用される場合、カーボンオフセットや再生可能エネルギーのクレジットや証書に関連する資産化されたコスト、費用化された支出、認識された損失。

その他の財務諸表関連項目について：

大規模早期提出会社および他に免除されていない早期提出会社については、Form 10-Kに基づき提出される年次報告書に記載される、重要な直接排出量(Scope 1)および／又は購入エネルギーからの間接排出量(Scope 2)に関する情報。

大規模早期提出会社および早期提出会社については、限定的保証レベルの保証報告書、最終的には大規模早期提出会社については合理的保証レベルの保証報告書。

報告スケジュールと保証要件

最終化された規則には、段階的導入期間と、登録企業の提出企業としてのタイプおよび重要性の考慮事項に基づく一定の緩和措置が含まれている。以下の表は、登録企業の種類別に遵守日と保証要件をまとめたものである：

遵守期日 日付は会計年度開始のもの：				
登録企業タイプ	開示と財務諸表要請 と監査への影響	GHG 排出量／保証		
	全 S-K および S-X の開示	スコープ 1 と 2 の GHG 排出量	限定的保証	合理的保証
大規模早期提出会社	2025	2026	2029	2033
早期提出会社	2026	2028	2031	該当なし
早期提出会社以外、小規模報告企業、新興成長企業	2027	該当なし	該当なし	該当なし

これらの追加開示要件は、内部統制に影響を及ぼす。財務諸表への影響に関する開示は、財務諸表に含まれるため、サーベンス・オクスレー法(SOX法)第404条「財務報告に係る内部統制」の対象となる。これらの開示の多くは、伝統的な財務報告モデルから外れているため、2023年にCOSOは、内部統制フレームワークをサステナビリティ報告に適用する際の補足ガイダンスを提供している。さらに、すべての開示はSOX法第302条「開示統制と手続き」の対象となる。

最終規則にないもの

SECは、2022年に公開された最初の規則案にいくつかの有意義な修正を加えた。これらの変更は、提案に寄せられたコメントへの反応としてだけでなく、予想される反発に耐えられる規則にする意図があったと思われる。

SECの最初の提案と最終規則の主な相違点は以下の通りである：

- スコープ1と2の排出量の開示は、登録企業が重要であると判断した場合のみ要求される。
- スコープ3の排出量開示は、最終規則から完全に削除された。当初の規則では、登録企業のバリューチェーン(サプライチェーン、流通経路、関連物流)およびその製品の最終消費者に関連する排出量について、段階的な報告義務が課されることになっていた。この点は、2022年の規則案の中で、コメントプロセスや、その結果としての規則案をめぐる議論において、最も物議を醸した点であった。
- 提案されていた、悪天候、その他の自然条件、移行活動、気候関連事象による財務的影響を開示するための、連結財務諸表項目の1%という明確な基準値も、最終規

則から完全に削除され、開示の必要性を判断するために、主観的な重要性の評価が用いられることになった。

企業が今なすべきこと

企業は、既存のサステナビリティプログラムと関連するデータ収集、検証、報告の中核となる要素を評価することにより、ギャップ分析と重要性(マテリアリティ)分析を行うべきである。これらのプログラムをSECの要求事項に対応させ、ギャップがあればそれに対処して遵守するための戦略を策定すべきである。ヨーロッパやカリフォルニア州に事業所を持つ組織は、EUの企業サステナビリティ報告指令(CSRD)やカリフォルニア州の新たな気候開示法に準拠した報告書を提出または提出準備中であることにより、SECの最終規則の一部をすでに遵守している可能性がある。

ギャップ分析および重要性(マテリアリティ)分析を行うにあたって、複数の気候変動報告要件に関連する以下のステップを検討する：

- 1. 既存のサステナビリティプログラムを見直す。**すでに実施されているサステナビリティプログラムの中核的要素を評価する。特に、既存のサステナビリティプログラムのデータとそれを裏付ける成果物を検討し、すでに利用可能なものを特定する。組織の現在の財務報告インフラと、それが作成するレポートをレビューする。利害関係者の関心や要求に従って現在発行されている報告書は、すでに要求される開示のいくつかに対応しているかもしれないし、そのように拡張できるかもしれない。
- 2. 重要性(マテリアリティ)評価の裏付けを評価する。**スコープ1および2の排出量開示は、登録企業が重要であると判断した場合のみ要求されるが、重要性を効果的かつ継続的に評価するためには、関連する正確なGHGデータが必要である。必要なデータを確実に入手できるようにするため、企業は、新しい開示に準拠するために必要なサポートを特定し、それらのニーズと、すでに組織に存在するデータ、情報、文書とを比較する必要がある。その組織は、現在入手可能なGHGデータ、その組織がすでに定義している可能性のあるGHG目標、および現在のプロセスと管理を評価し、データ収集と検証を容易にする利用可能な技術を検討するための状況を提供すべきである。最後に、既存の報告とデータソースを見直し、文書化する。これらの活動は、ギャップの特定を促進し、組織の改善ニーズと、上級意思決定者から改善努力への支援を得るためのビジネスケースを明確にする。
- 3. ロードマップと改善策。**特定されたギャップを利用して、改善計画を策定する。ギャップの数が多い場合

は、それぞれのギャップを改善するために必要な緊急性、スケジュール、労力に基づいて優先順位をつけることを検討する。ギャップを論理的にグループ化し、それぞれの取り組みにオーナーを割り当て、結果に対するアカウントビリティを確立する。これらの取り組みの計画、予算、スケジュールを策定し、すべての活動を組み込んだ準備プログラムを制定する。プログラムの範囲、優先順位、スケジュールを調整し、それぞれのSEC開示コンプライアンス期日と照合する。

上記のアプローチは3つのステップに要約されているが、ほとんどの組織にとって、各ステップに多大な労力を要することは認める。最初の一步としてギャップ分析を行い、その結果を文書化することで、経営陣は、取締役会、その他の社内利害関係者、外部監査人に対し、気候変動開示報告に関する目標と必要性を理解してもらうことができる。さらに重要なことは、組織を規制へ遵守対応するために必要なリソースについて、経営陣の支持を得ることである。このプロセスは可能な限り早く開始すべきである。

プロティビティのコメント

訴訟となった場合にこの規則の優位性を高めるため、SECは開示要件に重要性(マテリアリティ)の概念を多用している。また、ある情報が重要であると判断されるか否かで、開示が求められる場合とそうでない場合があるが、重要性の評価は任意ではない。企業は、合理的な投資家が投資判断を行う際に重要な情報かどうかを評価するという従来の定義を使って重要性を評価する必要がある。そのため、ある潜在的な開示要件が重要でないと判断した場合であっても、重要性を評価し、開示は必要ないという結論について、その判断を示す証拠を(提供する可能性を見越して)保存するという正式な手続きを踏まなければならない。

SECの規制に対する法的な異議申し立ては、大手企業グループ、米国商工会議所、議会の両院、州の司法長官の他、この規制が懸念に対処するのに十分でないとの不満を持つ環境保護団体など、さまざまな方面から行われることが確実視されている。潜在的な法廷闘争の可能性はさておき、サステナビリティ開示要求の波が世界中を席卷する中で米国企業がすでに受け取っているサインに加え、SECの規制は「行動すべき」とのさらに新たなシグナルを米国企業に送っている。

SEC登録企業や米国に本社を置く大企業のほとんどは、グローバルな事業展開を行っており、CSRやカリフォルニア州法のような広範な規制をすでに受けている可能性がある。また、まだ規制対象下でない企業では、ステークホルダーがその情報を求めているため、サステナビリティ報告はすでにある程度のレベルで義務付けられている。そのような企業

にとって、SECの規則はすでに行っていることを形式化したものにすぎない。現在発行している報告書は、SECの情報開示の出発点として機能する。

プロティビティの支援

サステナビリティは継続的な旅であり、新たなリスクと機会をもたらす。各企業は、環境・社会・ガバナンス(ESG)報告書とその運用に対する個別かつ総合的なアプローチを必要とし、その高い複雑性を管理し、組織を継続かつ長

期的な成功に導く必要がある。

プロティビティでは、報告と規制に関する専門知識と戦略的パートナーシップを活用し、シームレスなサステナビリティ報告プロセスを定義構築するのを支援します。私たちは、企業が戦略や規制の期待に沿ったサステナビリティ指標の定義を支援し、革新的なデータ分析ソリューションで報告プロセスをサポートし、監査と保証への準備を促進して、企業が持続可能な未来に自信を持って立ち向かえるよう支援します。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、85を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、デジタル、オペレーション、人材・組織、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、米国フォーチュン誌の2023年働きがいのある会社ベスト100に選出され、Fortune 100の80%以上、Fortune 500の約80%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half (RHI)の100%子会社です。